

## 練馬総合病院 臨床倫理小委員会規程

### (目的および設置)

第1条 練馬総合病院(以下「当院」)で行われる医療行為が、「医の倫理マニュアル」(2005年)、日本医師会「医の倫理綱領」(2000年)等に即して適切に実施され、患者の人権および生命の尊厳の擁護に寄与することを目的に、公益財団法人東京都医療保健協会(以下「法人」)倫理委員会の下部組織として当院臨床倫理小委員会を置く。

### (所掌事項)

第2条 1. 臨床倫理小委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 倫理委員会の委員長が、当法人倫理委員会規程第3条1に関わり その審査を必要と判断した事案等を検討する。ただしヒトを対象とする臨床研究に関わる事案を取り扱わない。
- (2) 倫理委員会の行う教育および研修等の立案および補佐
- (3) 倫理委員会における懸案事項の対応策等の立案および補佐

### (組織)

第3条 1. 臨床倫理小委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 倫理委員会委員長
- (2) 倫理委員会委員複数名(事案ごとに院長もしくは委員長が指名する)
- (3) 事案を提出した職員若干名(委員長が承諾する)

2. 倫理委員会委員長が臨床倫理小委員会委員長となる。

3. 委員の任期は事案ごととする。

4. 臨床倫理小委員会委員長が職務実行できない時は、院長が指名した倫理委員会委員がその職務を代理する。

### (臨床倫理小委員会委員長)

第4条 1. 臨床倫理小委員会委員長は、必要に応じ臨床倫理検討会等の会議を招集しその議長となる。

2. 臨床倫理小委員会委員長は、必要と認めたときは委員以外の者の会議への出席を求め、専門的立場等からの説意見を聞くことができる。

### (臨床倫理検討会)

第5条 1. 臨床倫理検討会は、主に医療行為の決定過程を監視し、その対応の妥当性について臨床倫理の観点から協議する。

2. 当該事案の臨床倫理検討会は、第3条で定められた委員が行う。
3. 臨床倫理検討会の議事録は、委員長が指名した者が作成し、速かに委員長に提出する。
4. 当該科担当医は、臨床倫理検討会の結果をすみやかにカルテに記載する。

(会議)

第6条 臨床倫理小委員会委員長は検討内容を院長に報告し、指示をうける。最終結果を倫理審査委員会に報告する。

(委員等の守秘義務)

第7条 委員会員及び出席者は、席上知りえた機密 について一切これを漏らしてはならない。これはその職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 臨床倫理小委員会の庶務は、庶務課において行う

(雑則)

第9条 この規程に含めるもののほか、臨床倫理小委員会に関し必要な事項を臨床倫理小委員会委員長が別に定める。

(附則) この規定は平成 29 年 7 月 16 日から施行する。